

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金

【任意加入制度について】

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入をすることができま

■任意加入をする条件
次の①～④のすべての条件を満たす人が任意加入をすることができま

- ① 日本国内に住所を有する
- ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人
- ③ 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が

480月（40年）未満の人

④ 厚生年金保険、共済組合等に加入していない人

年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人も加入できます。

外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の人も加入できます。

①の60歳以上65歳未満の人は、60歳の誕生日の前日より任意加入の手続きをすることができます。

■加入手続きの留意点

任意加入については、「外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の人」を除き、保険料の納付方法は、口座振替が原則となります。

日本国内に居住している人の申し込み窓口は、役場の国民年金担当窓口または、お近くの年金事務所となります。これから海外に転居す

る方は、お住まいの市区町村窓口となり、現在海外に移住されている人は、日本国内における最後の住所を管轄する年金事務所または市区町村窓口となります。また、日本国内に住所を有したことがない人は、千代田年金事務所となります。

■手続きに必要な持ちもの

年金手帳
預（貯）金通帳および金融機関への届出印

詳細につきましては、役場や年金事務所などにお問い合わせください。

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル
0570-051165
日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>
旭川年金事務所 年金の加入手続き、納入相談など
0166-27-1611
年金相談の予約など
0166-72-5004

税務住民課
住民生活グループ
4-2511
内線116・117
☆4-251103

【北方領土返還要求署名のお願い】

お知らせ

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、領土問題が未解決のまま70年が経過しました。

一日も早い返還の実現に向け、「北方領土の日」特別啓発期間中の1

月21日から2月20日まで、役場1階ロビーに北方領土返還署名コーナーを設置します。
署名を通じて北方領土の返還の実現に向け、ご協力をお願いします。
なお、署名は請願書として北海道を通じて、衆議院及び参議院に提出されます。



皆様から寄付をいただきました。ありがとうございます。(敬称略)
11月16日～12月15日受領分

- ・下川町に
一般事業資金として
若杉 尋 (神奈川県)
- 森林づくり寄付事業資金として
山内伊与治 (千葉県)
- 社会福祉事業資金として
加藤 光子 (札幌市)
- ・あけぼの園に
松久 昭夫 (上名寄)
古屋 富男 (上名寄)
桑原 正司 (上名寄)
福内 良治 (西町)
下川更生保護女性会
- ・社会福祉協議会に
生前のご交誼に謝して
西町 木村 義徳 (亡子)
上名寄 水間カズ子 (亡夫)
西町 上村 邦子 (亡夫)
名寄市 田村喜美子 (亡母)